

(市⇒協定団体)

様式第1号

5松(管)第248号
令和6年3月11日

公益社団法人
全日本不動産協会愛媛県本部 様

松山市長 野 志 克 仁



市有地処分の媒介依頼書

市有地処分の媒介に関する協定書第4条第1項の規定により、次の市有地処分の媒介について依頼します。

記

1. 処分の媒介を依頼する市有地

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	売却価格	備考
1	愛媛県松山市浅海原甲 542 番 1	宅地	577.04	733 万円	
2	愛媛県松山市浅海原甲 603 番 6	雑種地	413.12	294 万円	
3	愛媛県松山市中須賀三丁目 2916 番 52	宅地	140.84	815 万円	
4	愛媛県松山市新浜町 1103 番、1198 番 1	宅地	1,565.00	3,600 万円	

2. 依頼期限

令和6年8月30日

3. 物件資料等

別添のとおり。

物件の明細については、松山市ホームページに掲載しています。

各課一覧 ⇒ 管財課 ⇒ 市有地の売却先を募集します (先着順)

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/siyuutibaikyaku.html>

物 件 調 書

所在地		愛媛県松山市浅海原甲542番1			
地積	(公簿)	577.04	m ²	(実測)	577.04 m ²
地目	宅地	形状 地勢	間口約15m, 奥行約30m(最長)のやや不整形		
接面道路幅員 及び接面状況	南東方幅員約12.5m舗装国道に等高接面 北方幅員約2.5m舗装市道に等高接面				
法令等に基づく制限	都市計画法	都市計画区域外			
	建築基準法	用途地域			
		建ぺい率		容積率	
	その他	高潮・津波浸水警戒区域内(松山市防災マップによる)			
私道の負担等	負担の有無	無	負担の内容	-	
供給処理施設の状況	種別	有無	施設整備状況		事業所名等
	上水道	有	引込み有り(40ミリ。機能の有無は不明)		松山市公営企業局
	下水道	有	引込み無し		松山市公営企業局
	都市ガス	無			
交通機関	JR予讃線「浅海駅」まで約300m				
公共機関等 (直線距離)	小学校	浅海小学校まで約200m			
	中学校	北条北中学校まで約5000m			
	市役所等	松山市役所浅海出張所まで約80m			
近隣の状況	住宅・店舗が混在して立ち並ぶ地域。				
特記事項					
<ul style="list-style-type: none"> ・NTT柱1本の敷地使用許可中。 ・物件の引渡しは現状のままとします。 ・物件の地下埋設物調査, 地盤調査及び土壌調査は行っておりません。 ・物件の敷地内にフェンス, 堀, 柵, 杭, よう壁, 給排水施設, 舗装, 車止めなどの工作物及び樹木等がある場合, これらの改修・撤去費用などについては, 市は負担いたしません。 ・物件の前面にごみステーションなどがある場合, これらの移動などについては, 本人が町内会などとの話し合いをしていただくことが必要になります。 ・越境物の処理については, 市は関与いたしませんので, 相隣関係で話し合ってください。契約後に判明した場合も同様です。 ・電気, 上下水道及びガスなどの各戸への引き込み手続き及び費用の負担は本人が行っていただくことになります。 					

※ 物件調書は、売払申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物 件 調 書

所在地		愛媛県松山市浅海原甲603番6			
地積	(公簿)	413.00	m ²	(実測)	413.12 m ²
地目	雑種地	形状地勢	間口約30m, 奥行約25.5mの不整形		
接面道路幅員及び接面状況	北西方幅員約4.2m市道に等高接面				
法令等に基づく制限	都市計画法	都市計画区域外			
	建築基準法	用途地域			
		建ぺい率		容積率	
	その他				
私道の負担等	負担の有無	無	負担の内容	-	
供給処理施設の状況	種別	有無	施設整備状況		事業所名等
	上水道	有	引込み無し		松山市公営企業局
	下水道	有	引込み無し		松山市公営企業局
	都市ガス	無			
交通機関	JR予讃線「浅海駅」まで約200m				
公共機関等(直線距離)	小学校	浅海小学校まで約100m			
	中学校	北条北中学校まで約5000m			
	市役所等	松山市役所浅海出張所まで約70m			
近隣の状況	戸建住宅の立ち並ぶ地域。				
特記事項					
<ul style="list-style-type: none"> ・東側隣接地との境界内側にコンクリート壁が存在し、一部が道路側に存在する。 ・物件の引渡しは現状のままとします。 ・物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。 ・物件の敷地内にフェンス、堀、柵、杭、よう壁、給排水施設、舗装、車止めなどの工作物及び樹木等がある場合、これらの改修・撤去費用などについては、市は負担いたしません。 ・物件の前面にごみステーションなどがある場合、これらの移動などについては、本人が町内会などとの話し合いをしていただくことが必要になります。 ・越境物の処理については、市は関与いたしませんので、相隣関係で話し合ってくださいことになります。契約後に判明した場合も同様です。 ・電気、上下水道及びガスなどの各戸への引き込み手続き及び費用の負担は本人が行っていただくことになります。 					

※ 物件調書は、売払申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物 件 調 書

所在地		愛媛県松山市中須賀三丁目2916番52			
地積	(公簿)	140.84	m ²	(実測)	140.84 m ²
地目	宅地	形状地勢	間口約12.9m, 奥行約10.7mのほぼ長方形		
接面道路幅員及び接面状況		東側幅員約4.5m市道(宮前42号線)			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域			
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
その他	準防火地域 埋蔵文化財包蔵地-「該当しない」 諸規制については必ず入札参加者ご自身で、調査確認を行ってください。				
私道の負担等		負担の有無	無	負担の内容	—
供給処理施設の状況	種別	有無	施設整備状況		事業所名等
	上水道	有	引込み無し		松山市公営企業局
	下水道	有	引込み無し		松山市公営企業局
	都市ガス	無			
交通機関		伊予鉄道高浜横河原線 三津駅まで 400m 三津駅前バス停まで 400m			
公共機関等(道路距離)	小学校	宮前小学校まで 730m			
	商業施設	スーパーセブンスター三津店まで 300m			
	市役所等	松山市役所三津浜支所まで 約1,000m			
近隣の状況	市道宮前42号線に面し、低層一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。				
特記事項					
<ul style="list-style-type: none"> ・物件の引渡しは現状のままとします。 ・物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。 ・物件の敷地内にフェンス、堀、柵、杭、よう壁、給排水施設、舗装、車止めなどの工作物及び樹木等がある場合、これらの改修・撤去費用などについては、市は負担いたしません(アスファルト舗装、車両侵入防止の工作物あり)。 ・物件の前面にごみステーションなどがある場合、これらの移動などについては、本人が町内会などとの話し合いをしていただくことが必要になります。 ・越境物の処理については市は関与いたしませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後に判明した場合も同様です。 ・電気、上下水道及びガスなどの各戸への引き込み手続き及び費用の負担は本人が行っていただくことになります。 					

※ 物件調書は、売払申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物 件 調 書

所在地(地番)		愛媛県松山市新浜町1103番、1198番1			
地積	(公簿)	1565.00	m ²	(実測)	1565.00 m ²
地目	宅地	形状地勢	間口約41m, 奥行約29~48mのやや不整形地		
接面道路幅員及び接面状況	南東側幅員約3.9~4.0m市道(高浜54号線)				
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域			
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他	埋蔵文化財包蔵地-「該当しない」 諸規制については必ず入札参加者ご自身で、調査確認を行ってください。 ※南東側市道は幅員がわずかではあるが、4mに満たない箇所が有り、道路後退が必要になります。			
私道の負担等	負担の有無	無	負担の内容	-	
供給処理施設の状況	種別	有無	施設整備状況		事業所名等
	上水道	あり	引込み有り		松山市公営企業局
	下水道	なし	なし		-
	都市ガス	なし			
交通機関	伊予鉄郊外電車 港山駅まで道路距離 約550m 伊予鉄路線バス すみれの団地前バス停まで道路距離 約800m				
公共機関等(道路距離)	小学校	高浜小学校まで 約950m			
	商業施設	そごうマート中須賀店まで 約1km			
	市役所等	松山市役所まで 約7.8km			
近隣の状況	松山市北西部郊外の一般住宅が多い地域				
特記事項					
<ul style="list-style-type: none"> ・物件の引渡しは現状のままとします。 ・物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。 ・物件の敷地内にフェンス、堀、柵、杭、よう壁、給排水設備、舗装、車止めなどの工作物及び樹木等がある場合、これらの改修・撤去費用などについては、市は負担いたしません。 ・物件の前面にごみステーションなどがある場合、これらの移動などについては、本人が町内会などとの話し合いをしていただくことが必要になります。 ・1198番1にコンクリート塀有り。当該塀はこちらの敷地の所有物となります。また、当該塀は隣接地所有者と協議のうえ、設置した土留め擁壁のため、残置する必要があります。(撤去する場合は、隣接地所有者の同意を要します。) ・越境物等の処理については市は関与いたしませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後に判明した場合も同様です。 ・電気、上下水道及びガスなどの各戸への引き込み手続き及び費用の負担は本人が行っていただくことになります。 					

※ 物件調書は、売払申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。